

役員及び評議員の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖母被昇天学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第52条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 専任の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 兼務の役員とは、法人において他の職務を兼務する者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、専任及び兼務の役員以外の者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受けける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を理事会の議決を経て定めるものとする。

- (1) 専任及び兼務の役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

2. 評議員に対しては、報酬・費用等は支給しない

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて算定する。

- (1) 報酬 別表第1または第2若しくは第3の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- (2) 退職慰労金 最終報酬月額×在任年数
上記在任年数は就任から退任までの年数とする。ただし、1年未満の端数月は1年として計算する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は 次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 21 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内
2. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行にあたって、旅費・交通費及びそれ以外の費用を要する場合は、その実費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、 2020 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、 2025 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1 (専任の役員の報酬)

号棒	理事長	理事	監事
1	月額 0 万円	月額 0 万円	月額 0 万円
2	月額 10 万円	月額 10 万円	月額 10 万円
3	月額 20 万円	月額 20 万円	月額 20 万円
4	月額 30 万円	月額 30 万円	月額 30 万円
5	月額 40 万円	月額 40 万円	月額 40 万円

別表第 2 (兼務の役員の報酬)

号棒	理事長	理事
1	月額 0 万円	年額 0 万円
2	月額 10 万円	年額 10 万円
3	月額 20 万円	年額 20 万円
4	月額 30 万円	年額 30 万円
5	月額 40 万円	年額 40 万円

別表第 3 (非常勤の役員の報酬)

号棒	理事長	理事	監事
1	月額 0 万円	年額 0 万円	年額 0 万円
2	月額 10 万円	年額 10 万円	年額 10 万円
3	月額 20 万円	年額 20 万円	年額 20 万円
4	月額 30 万円	年額 30 万円	年額 30 万円
5	月額 40 万円	年額 40 万円	年額 40 万円